

個人情報取扱事務目録

令和7年3月1日

[illegible]

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
選挙ポスター掲示場に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	衆議院小選挙区選出議員選挙・参議院埼玉県選出議員選挙・県知事選挙・県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙にかかるポスター掲示場を市民等の協力を得て設置し、管理する。	ポスター掲示場設置協力者	○		○					
		平成15年5月1日										
政治活動用看板の証票に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	公職の候補者等及び後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する看板等に表示しなければならない証票の管理。公職の候補者等及び後援団体の代表者からの申請に基づき、証票の交付・再交付を行なう。	後援団体の役員・看板等の 掲示場所協力者	○	○			○			
		平成30年4月1日										
検察審査会に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	検察審査員候補者の選定。選挙人名簿登録者からくじで検察審査員候補者予定者を選び、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、さいたま第一検察審査会へ名簿を送付する。	選挙人名簿登録者のうち、 くじで選ばれた検察審査員 候補者予定者	○					○		
		平成20年7月15日										
選挙人名簿に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	選挙人名簿の調製、選挙における選挙人名簿抄本の適正な管理。住民基本台帳から名簿登録該当者を抽出し、投票区ごとに選挙人名簿を調製する。また、選挙時の抄本には選挙権のない者・転出者の表示をする。選挙時には選挙人名簿に基づき投票所整理券を作製する。作製の際に見覚障害者用に点字対応する。	選挙人名簿登録者	○				○	○		
		平成26年11月17日										
在外選挙人名簿に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	在外選挙人名簿の登録。日本国内における最終住所等がさいたま市（合併前の旧4市含む）である在外邦人（又は国外転出予定の邦人）から管轄領事官等（転出予定の邦人には各区選挙管理委員会）を経由して、在外選挙人名簿登録に関わる申請書の提出を受け、資格審査後名簿登録し、在外選挙人証を送付する。	日本国内における最終住所 等がさいたま市（合併前 の旧4市含む）である在外邦 人	○				○	○		
		平成30年6月1日										
選挙運動費用収支報告に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員事務局 選挙課	平成13年5月1日	県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙にかかる候補者の選挙運動費用収支報告書を受理し、選挙人に公表し、選挙の公正を確保	候補者に寄附をした者、候 補者から支出を受けた者	○	○	○					
		平成15年4月1日										

個人情報取扱事務目録

令和7年3月1日

[illegible]

	利用目的外
--	-------

[illegible]

個人情報取扱事務目録

令和7年3月1日

[illegible]